

入札にあたっての注意事項

1 担当部局（問い合わせ先）

- (1) 事務所名 茨城県鹿島港湾事務所
- (2) 住所 〒314-0103 茨城県神栖市東深芝1 3
- (3) 担当及び連絡先
 - ・総務課（入札担当） 谷川 電話 0299-92-2111
FAX 0299-92-2328
 - ・港湾整備課（設計担当） 松本 電話 0299-92-2113

〔手続上の注意〕

○入札書の提出について

- ・入札書の提出期間は通常3日間設定してありますが、開札日直前に入札参加者のパソコンが故障した場合など、紙入札への切替えが間に合わない場合があります。こうした場合は、入札不参加となりますので、できるだけ早めの入札書提出をお願いします。

○工事費内訳書の提出について

- ・本入札案件は、入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めます。なお、工事内訳書を添付する際は、Excel 等で作成したファイルは、TIF 形式のファイルに変換してから添付してください。

○やむを得ない事由により、当初から又は電子入札の手続き開始後、電子入札ができず、紙入札での参加を希望する場合に申請する「紙入札方式参加承諾願（茨城県土木部建設工事等電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）様式5）」又は「紙入札方式移行承諾願（運用基準様式6）」は、2部提出してください。（うち1部は所長の奥書承諾書として使用します。）

※やむを得ない事由の例示（運用基準7-1 又は7-3）

- ① ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカード再取得の申請又は準備中の場合
- ② 企業名、企業住所、代表者の変更により、ICカード再取得の申請又は準備中の場合
- ③ 電子入札の導入準備を行っているが、間に合わなかった場合
- ④ 入札参加者側のシステム障害の場合

○紙入札での参加の場合、必ず、くじ番号（3桁の任意の数字）を入札書の余白に記載すること。また、入札心得にあるとおり入札書に添付する資料に漏れのないようにしてください。（その他、入札心得をよく読んでください。）

現場代理人及び主任(監理)技術者選定の注意事項

【注 意 事 項】

○国会議員、県議会議員、市町村議会議員、一部事務組合議員である者は常駐義務のある現場代理人にはなれません。

○同様に、専任を要する主任（監理）技術者にもなれません。

【理 由】

議員活動（議会への出席等）により、常時継続的に工事現場に係る職務のみに従事することができないため。

鹿島港湾事務所